

保育所における保育士の配置基準を改善する省令改正及び
保育士の処遇改善に関する意見書（案）

保育所における保育士の配置基準の改正を求める声が高まっている。日本の基準は、国際的に見ると、子どもの豊かな育ちや安全な生活を保障するものになっていない。特に4・5歳児では幼児30人につき1人以上の保育士を配置することとしているが、この基準は昭和23年の制定以来、改正されていない。

政府が本年6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針」によると、「75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善」として、「職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。」とされている。

これを具体化するに当たっては、保育士を基準より手厚く配置した保育所に対する運営費の加算のみにとどめるべきではない。国が省令で定めた基準自体を改正するとともに、保育士の処遇改善を進め、全ての保育所での保育士の増員につなげる必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、保育所における保育士の配置基準を改善する省令改正及び保育士の処遇改善を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
こども政策担当大臣

} 宛て